

学校経営のポイント

夏休みの“適切な宿題や課題”の工夫

若井 彌一

「公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、当該学校を設置する市町村又は都道府県の教育委員会が定める」（学校教育法施行令第29条）という規定を根拠として、各教育委員会が定めている夏季休業日（通称「夏休み」）が目前に迫ってきた。多くの子どもたちにとって、夏休みは、やはり「待ち遠しい」存在である。

間近に迫った夏季休業日

時間で割り振られている学校生活からの解放ということが、子どもたちの心をなんとなくはずませるのであろう。自由な時間の割振りのなかで充実した日々を送ることができるように、夏休みについて、学校としては、あまり細部に及んでの指示的事項を多く出さないように配慮してやりたいものである。しかし、まったく指示的事項がないというのも極端に過ぎよう。

本年1月17日に文科省が公表した「確かな学力の向上のための2002アピール『学びのすすめ』」では、周知のごとく、きめ細かな指導で、基礎・基本や自ら学び自ら考える力を身につける、発展的な学習で、一人一人の個性等に応じて子どもの力をより伸ばす、学ぶことの楽しさを体験させ、学習意欲を高める、学びの機会を充実し、学ぶ習慣を身につける、確かな学力の向上のための特色ある学校づくりを推進する、という5つの方策を重点的取り組み課題として提示している。

夏休みの宿題や課題との関連で注目したいのは、である。の説明文は、「放課後の時間などを活用した補足的な学習や朝の読書などを推奨・支援するとともに、適切な宿題や課題など家庭における学習の充実を図ることにより、子どもたちが学ぶ習慣

を身につける」というものである。

「適切な宿題や課題」の工夫

この説明文は、夏休み等の休業日をとくに想定したのではないが、夏休みの宿題や課題を出すについては、この説明文にある「適切な宿題や課題」について注目し、工夫してみたい。

「ただ遊ばせておくと、ダラけて、新学期の指導がたいへんだ」という意味づけでは、少々消極的に過ぎる。もっと積極的に、(ア)家庭学習の習慣を身につける、(イ)学習の仕方を体得する、という意味づけをして、子どもたち一人ひとりが自覚的に夏休みの宿題や課題に向かうように動機づけてやりたい。

わからないことが出てきた場合、どこに、だれに、相談に行くのか。比較的恵まれた文化的な地域や家庭環境のなかで生活している子どもたちばかりではない。この点についても、自分で開拓させたいのであれば、その旨を子どもたちに伝え、自覚を促すようにしたい。夏休みの終わりごろになって、あわてて宿題に取り組むようなことでは、上記の(ア)も(イ)も期待しがたい。宿題や課題の出し方に知恵をしばって、ぜひ充実した家庭学習の取組みを支援してやりたいものである。

(わかい・やいち=上越教育大学教授)

■夏季教育管理職研修会のお知らせ■

7月28(日)、29(月)、30(火)

- 場所=東京・お茶の水/総評会館大会議室
 - 定員=250人(先着順、定員になり次第締切)
 - 申込方法=ハガキ、FAX、電話、Eメール等で受付
- 締切迫る! お申込みはお早めに!

本紙はホームページでも閲覧できます

本日発売! 新指導要領全面实施と“各学校での評価規準づくり”へのテキスト! 教育開発研究所・刊

中学校 『評価規準の作成と活用』国研・評価規準全文収録

既刊 小学校 『評価規準の作成と活用』 大好評発売中!

B5判304頁・定価2400円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)